

## 社会福祉法人 若 葉 会 評議員・役員等の報酬等に関する規定

### (目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人若葉会の役員及び評議員等の報酬について定めたものである。

### (社会福祉法人の評議員・役員等)

第2条 社会福祉法人若葉会の評議員・役員等とは、社会福祉法人若葉会定款第5条に定められた評議員及び、定款第6条第2項に定められた評議員選任・解任委員会の外部委員、並びに定款第15条に定められた理事、監事をいう。

### (報酬の額)

第3条 社会福祉法人若葉会の役員等に対して、報酬を支給する。

1、報酬は次の通りとする。

評議員、役員等の、評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会出席 一回につき 5,000 円

その他理事長が必要と認める会議 一回につき 5,000 円

### (報酬の支給)

第4条 前条の報酬は通貨をもって支払うものとする。

### (交通費)

第5条 社会福祉法人若葉会の、評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会及びその他、理事長が必要と認める会議に出席した評議員、理事等に対し、交通費の実費を支給する。

### (附 則)

この規定は、平成31年3月19日より施行する。